

養父市農業委員会

第8回会議録

令和2年5月26日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第8回会議録

1. 開催日時 令和2年5月26日(火曜日) 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父地域局 1F相談室(1)・2F応接室
本庁舎 3F当局控室
大屋地域局 2F大会議室
関宮地域局 2F和室

3. 議事

議案第27号 農用地利用集積計画の承認について

議案第28号 非農地証明について

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第30号 農地法施行規則第29条第1項の規定による届出について

報告事項

報告① 農地法第3条の規定による許可申請について

報告② 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

4. 出席農業委員(12名)

1番 秋山博	2番 山根達夫	3番 藤原義幸	4番 寺尾稔
5番 大谷忠雄	6番 奥藤雅行	7番 前川章	8番 谷垣重俊
9番 西谷眞一	11番 坂本秀夫	12番 西谷英樹	13番 圓山満

5. 欠席農業委員(1名)

10番 北本健一郎

6. 事務局出席職員

局長 圓山 修一 次長 稲津 義彦 主幹 森本 重良 主査 福垣 周作

事務局 : ただいまより第8回農業委員会総会を開会します。開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いします。

谷垣会長 : はい。皆さんこんにちは。今回は慣れないテレビ会議となりましたけれども、よろしく願いいたします。このテレビ会議の準備に当たり事務局の方の職員一同に頑張っていたいただきまして、今日の会議にたどり着くことができました。誠にありがとうございました。

今日は午前中、小雨が降っていたかも知りませんが、それぞれ担当委員の皆さん、また他の推進委員の皆さんにも現地調査の方をありがとうございました。

今回はテレビ会議システム、リモート会議ということで開催をするわけでありまして、これも農業委員会の規則に則って、毎月1回農業委員会を開催しているわけでありまして、テレビ会議を用いて会議を行っても問題はないということでありまして、養父市農業委員会としても今回初めてこのような会議を持つことにいたしました。

今後もコロナウイルス対策の一つとして、このような会議が継続されるということも考えておりますので、その場合にはよろしく願いをいたします。

それでは、今日は慣れない会議ではありますが会の方がスムーズにいきますように、どうぞよろしく願いをいたします。以上です。

事務局 : ありがとうございました。それでは会議成立報告にまいります。本日の出席は農業委員13名中12名であります。農業委員会会議規則第7条の規定により、「過半数が出席すること」となっておりますので、本日の農業委員会総会は成立いたします。

また、総会の議事進行につきましては養父市農業委員会会議規則第5条に「会長が総会の議長となり議事を整理する」となっておりますので、これからは会長をお願いしたいと思います。

議長 : 養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は6番の奥藤農業委員と7番の前川農業委員をお願いいたします。

それでは議事に入ります。議案第27号、「農業地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 : 事務局です。それではお配りしています資料の1ページをご覧ください。詳細につきましては2ページから14ページとなっております。それでは農地利用の集積計画の承認について説明をします。

1ページです。農用地利用集積計画の概要です。決定日を来月の令和2年6

月 1 日を予定しております。

「利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数」です。面積が 58,429 m²、筆数が 62 筆、すべて田です。利用権の設定を受ける戸数ですが 1 戸となっております。今回は兵庫みどり公社のみの設定となっております。利用権を設定する戸数ですが 36 戸です。

2 番、「設定する利用権の概要」です。使用貸借権が 62 筆、面積が 58,429 m²です。設定する年数はすべて 10 年契約となっております。「利用権の設定を受ける者及び設定する者」それから「土地の所在地」につきましては 2 ページから 14 ページとなっております。以上で説明を終わります。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第 27 号を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、議案第 28 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 事務局です。資料の 15 ページをご覧ください。議案第 28 号「非農地証明交付申請の承認について」です。2 件あります。

番号 1 番、農地の所在地は藪崎の土地で 3 筆です。所有者は養父市藪崎の方となります。非農地の理由としましては、今から約 40 年以上前に飲食店を開業する計画で農地を埋め立てていたしております。計画が変わり農地への復元が困難で草刈りなどの最小限の管理を行ってきたようですが、近年は放置状態となっております。現況に合わせた地目変更を行うという理由です。詳細は、16 ページから 21 ページとなっております。

続きまして番号 2 番、非農地の所在は大屋町宮本で 5 筆となっております。所有者は埼玉県草加市の方です。非農地の理由としましては昭和 27 年に相続により取得された土地で、土地の管理が容易なように桐の木を当時植えられております。数年前に桐の木を伐採され切り株や伐採した木をそのまま放置されております。遠方に住んでいるため農地としての復旧や管理が困難な状態です。現況に合わせた地目変更を予定されております。詳細につきましては 22 ページから 26 ページとなっております。以上で説明を終わります。

議 長： はい、事務局の説明が終わりました。次に、1番の藪崎の件について、担当農業委員の説明を求めます。3番、藤原義幸農業委員。

藤原委員： 3番、藤原でございます。先ほど事務局から報告がありましたように、非農地証明になっておりますけれども、16ページから21ページをご覧いただきたいと思っております。

これは現地が312号線沿い、大屋橋から八鹿寄りに少し寄ったところが申請地となっております。17ページに字限図がございます。この中の、894-3、894-2、892-3、892-5これが4筆になっておりますけれども、この隣の国道沿いに国交省の土地、それと市道、市の土地も隣接しております。

これが18ページの赤い区域になっているのが図面でございます。892-3、894-2、894-3となっております。

それから20ページこれは写真がたくさん載っておりますけれども、このような状態になっております。「筆界不明」など入っておりますけれども、この状態になってから、もう二十数年、そのままの状態になっておりますので、このたび、非農地の証明願いが出ました。ご審議の方よろしくお願ひします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。1番、秋山農業委員。

秋山委員： 1番、秋山です。午前中に現地を確認させていただきました。担当農業委員から詳しくご説明がありましてとおり、現状復帰は困難なものと思われまます。非農地証明が妥当かと思っております。ご審議の方をよろしくお願ひします。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第28号の1番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、2番の大屋町宮本の件について、担当農業委員の説明を求めます。4番、寺尾農業委員。

寺尾委員： 4番、寺尾です。資料の方は、22ページから26ページにかけてでございます。場所ですが、22ページの地図にあります、大屋町宮本の村の中に入って、県道を進んでいただきまして、宮本区が一番奥の地域になります。

24ページと25ページを見ていただきたいのですが、24ページの下の写真の左側には県道が写っています。その中身ですが、25ページを見ていただきますと、この桐の木が植わっております。大きな木を伐採しており、その株が残っております。一応、草刈りのような管理はしていたようですが、このような大きな株が残っております。

それから、26ページを見ていただきたいと思います。顛末書が付いております。この土地につきましては、ここに書いてありますように、桐の木を50年以上前に植栽、私の記憶でも大きな木に成長しておりました。桐の木も数十年たちますと、倒れるというような状況が出てきますので伐採されたようでございます。

長年このような状況でございましたので、非農地ということで申請を出されました。ご審議の方をよろしくお願いいたします。以上です。

議長： 説明が終わりました。続いて、現地調査委員の説明を求めます。3番、藤原義幸農業委員。

藤原委員： 3番、藤原でございます。先ほど、地元委員さんが詳しく説明されたとおりでございます。顛末書も出ておりますので、非農地証明の方をよろしく申し上げます。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第28号の2番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、議案第29号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 27ページをご覧ください。議案第29号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」です。

申請番号1番、養父市八鹿町国木の土地1筆、面積は105㎡です。譲渡人は養父市八鹿町小山の方、譲受人は豊岡市の方です。申請地内に一般住宅を建設することが転用の目的で、移転する権利は所有権です。関連ページは28ページから33ページです。

申請番号2番、養父市十二所の土地2筆、合計面積は167㎡です。譲渡人は養父市広谷の方、譲受人も同じく養父市広谷の方です。所有している空き地への進入路及び露天駐車場を建設することが転用の目的で、移転する権利は所有権です。関連ページは34ページから36ページです。以上です。

議長： はい。事務局の説明が終わりました。次に、1番の八鹿町小山の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： はい。申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連坦する地域に近接し、農地の集団規模がおおむね10ha未満のため、第2種農地に該当します。

一般基準については、資力・信用を同意書や資金証明にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響もないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。次に担当農業委員の説明を求めます。1番、秋山農業委員。

秋山委員： 1番、秋山です。よろしく願いいたします。今朝ほど現地の確認をしていただき、大変ありがとうございました。

この土地なのですが、長年畑として利用されておりました。それを譲渡人から借りて畑として利用されていて、今回譲受人がここの土地を購入と同時に住宅を建設するということになりました。これにつきまして、28ページから33ページをご覧ください。

23ページは航空写真になっております。場所ですけれど、国木交差点から八鹿町内向きに約200m下がったところに八鹿自動車がございます。その裏の畑になるわけですが、この畑が今回の住宅への転用になっております。

地域の状況としましては、周りに住宅がたくさん建っておりますし、一応水田もあることはあるのですが、住宅の方が多いい状況になっている中に畑があります。今回その畑を住宅にされるということで、転用されても問題はないのではないかとということです。

それから、地域の区長さん、水利の関係の農会長さん、その他の同意書も頂いております。この申請につきましては問題がないものと思ひ、皆さんにご審議の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。2番、山根農業委員。

山根委員： 2番、山根です。午前中に現地を見させていただきました。隣は宅地で、もう一方の隣は雑種地、そして裏に水田があります。水路などの関係もないと確認してまいりましたので、よろしくお願ひします。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第29号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、2番の十二所の件につきまして、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号2番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。上水道、下水道が埋設する道路に隣接し、500m以内に二つ以上の公共施設、教育施設があるため第3種農地に該当します。

一般基準については、資力・信用を同意書や資金証明にて確認し、計画日報及び内容からも、事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響もないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。次に、担当農業委員の説明を求めます。13番、圓山農業委員。

圓山委員： はい、13番、圓山です。よろしくお願ひします。34ページの航空写真をご覧ください。緑で塗られているところが土地です。

見ていただくとおり、周辺は、ほぼ住宅地として整備されています。その残

りわずかな田畑ということになります。この田畑に隣接する土地を、今度譲り受けされる方がすでに所有されております。そのことから、宅地の裏の田畑になります。

そこに、36 ページをご覧ください。このような露天の駐車場を整備される計画をされております。家庭菜園も少し残せる用地、周囲の環境にも配慮された物件になると思いますので、審議の方をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。4 番、寺尾農業委員。

寺尾委員： 4 番、寺尾。先ほど、担当委員さんが詳しく説明されたとおりでございます。進入路と家庭菜園と、今は少し雑草等が生えている状況ですが、きれいに整備されて、景観的にも本当にいい場所になるのではないかなと思います。特に大きな問題はないと思います。審議の方をよろしく申し上げます。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第 29 号の 2 番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、議案第 30 号、「農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による農地転用の届出について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： はい、37 ページをご覧ください。議案第 30 号、「農地法施行規則第 29 条第 1 項の規定による農地転用の届出について」です。

届出番号 1 番、養父市三宅の土地 1 筆、面積は 247 m²のうち 77.5 m²です。届出者は養父市三宅の方で、申請地内に農業用倉庫を建設することが届出の目的です。関連ページは 38 ページから 40 ページです。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。それでは、1 番の三宅の件について、担当農業委員の説明を求めます。12 番、西谷英樹農業委員。

西谷委員： 西谷です。資料 38 ページをご覧ください。場所は、旧大谷小学校、第一学院高等学校のすぐ東です。国道 9 号から大谷ふれあいセンターを北に、地形的に

は上に上がっていく方になります。

市道がありまして、この市道は途中で林道に変わっております。その市道と林道の接続点にあります土地がここにある申請地です。ここに農業用倉庫を建設されるということで届出が出ております。

申請地の上と下の畑も、この申請者の所有となりますし、西隣は不在地主の方で少し荒れておるような状態で、農業用倉庫を建設するに当たって、特に周りに支障があるということはないと思われまます。

そして、面積も 200 m²以下である 77.5 m²ですので、申請どおり承認するべきだと思いますので、よろしく願いいたします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。2番、山根農業委員。

山根委員： 2番、山根です。午前中に現地を見させていただきました。申請地の上も下も申請者の畑だと聞いておりまして、中を見させてもらいましたら、今でしたら玉ねぎなどが目いっぱい植わっていました。これだけの作物を作っているのに、自宅は確か少し遠いと聞いております。

このあたりに1戸、77.5 m²の農業用倉庫が一つくらいあってもいいのではないかと見て見させていただきました。よろしく願いしたいと思ひます。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第30号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、報告事項に入ります。報告①、「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 説明をします。資料は、41 ページです。報告①、「農地法第3条の規定による許可申請について」許可したものについて説明をします。4月16日から5月15日までに許可したものが4点あります。

番号1番、申請の土地は森です。1筆で、面積が1,104 m²、譲受人は養父市八鹿町国木の方です。譲渡人は兵庫県加古郡播磨町の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が4月10日、許可日が4月24日。隣接す

る空き家と同時に購入されております。

番号2番、申請の土地は養父市場の土地です。1筆で、面積が1,021㎡、譲受人は養父市場の方です。譲渡人は神戸市西区の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が4月15日、許可日が4月24日となっております。

番号3番、申請の土地は小城の土地で、6筆。6筆の面積の合計が2,882㎡。譲受人は特区事業者となっております。譲渡人は養父市となっておりますが、従前の所有者は地元の小城におられて、現在は明石市に住まれている方です。所有権を売買によって移転されます。申請日が4月21日、許可日が4月27日です。特区法に基づく法人農取得事業によって農地を取得し、営農計画で桑を栽培する計画です。将来的には、養蚕と福祉を連携させた事業を計画されております。

番号4番、申請の土地は小路頃の土地です。1筆で779㎡。譲受人は養父市小路頃の方です。譲渡人も養父市小路頃の方です。所有権を売買によって移転されます。申請日が4月27日、許可日が5月7日となっております。以上で報告を終わります。

議長： 事務局の説明が終わりました。それでは、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。続きまして、報告②、「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 資料は42ページ、最後の裏のページとなっております。報告②、「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」。相続の届出があったので報告します。2件あります。

番号1番、届出の土地は八鹿町八木で、4筆で合計面積が798㎡。申請人は養父市八鹿町八木の方です。取得した日は令和2年4月14日、所有権を相続して取得されております。被相続人は記載の方となっております。

番号2番、届出の土地は養父市森で、4筆で、合計が872㎡。申請人は養父市森の方です。取得した日は令和2年4月16日、相続により所有権を取得されております。被相続人は記載の方となっております。説明を終わります。

議長： 事務局の説明が終わりました。この件について、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： はい。質疑なしと認め、この件の報告を終わります。以上で第8回農業委員会総会を閉会いたします。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 谷 垣 重 俊
署名委員 奥 藤 雁 行
署名委員 前 川 尊